国立大学法人九州工業大学内部監査実施要項

平成18年10月4日 学 長 伺 定

改正 平成27年4月1日

国立大学法人九州工業大学内部監査実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人九州工業大学内部監査規程(平成18年九工大規程第42号。以下「規程」という。)第15条の規定に基づき、国立大学法人九州工業大学(以下「本学」という。)における内部監査(以下「監査」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(監査の観点)

- 第2条 監査は、次の観点により、公正かつ独立の立場をもって本学の業務活動全般の合法性及び合理性等を検討及び評価するものとする。
 - (1) 本学の中期目標・中期計画及び年度計画の達成状況及び業務の有効性
 - (2) 学内規則及び関係法令等の遵守状況
 - (3) 方針、計画及び手続きの妥当性及び遵守状況
 - (4) 資産の保全手段の有効性及び資産の実在状況
 - (5) 資源の経済的かつ効果的な活用状況

(監查事項)

- 第3条 定期監査は、次の事項の全部又は一部について、実地監査又は書面監査を実施しなければならない。
 - (1) 業務運営に関すること。
 - ア 役職員の給与等の支給の適法性及び妥当性に関する事項
 - イ 給与簿等に関する事項
 - ウ 業務の実施状況に関する事項
 - エ 規程等の整備及び遵守状況に関する事項
 - オ 中期計画、年度計画の実施状況に関する事項
 - カ 組織運営及び人事管理の適法性及び妥当性に関する事項
 - キ その他大学の業務運営に関し必要な事項
 - (2) 会計処理に関すること。
 - ア 予算及び決算に関する事項
 - イ 収入及び支出に関する事項
 - ウ 資産に関する事項
 - エ 契約に関する事項
 - オ 物品管理に関する事項
 - カ 旅費に関する事項
 - キ 寄附金及び科学研究費補助金等の外部資金に関する事項
 - ク 金庫管守に関する事項
 - ケ その他会計処理に関し必要な事項
- 2 臨時監査は、学長が必要と認める事項について、実地監査又は書面監査を行う。 (監査手順)
- 第4条 監査手順は、次のとおりとし、全ての監査を原則とするが、監査事項の特質により、合理的な方法によって抽出した事項についてのみ実施することができる。
 - (1) 監査対象部局の長からの概況聴取
 - (2) 監査対象部局の担当者からの個別聴取

- (3) 帳票その他証拠書類の原本確認
- (4) 関係書類と現物との照合確認
- (5) 現地の調査
- (6) 監査終了後の講評
- 2 監査担当者は、監査実施に当たっては既存資料の活用を図るよう努めるものとする。ただし、必要があると認めるときは、随時、監査対象部局の長又は担当者に資料の作成及び関係書類等の提出を求めることができる。

(雑則)

第5条 規程及びこの要項に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、室長が定める。

附則

この要項は、平成18年10月4日から施行する。

附則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。